

市民サービスセンター関係業務

(1) 市民課 諸証明

(28年4月～29年2月)

証明の種類	平成27年度(全期間)		平成28年度(2月まで)	
	件数	金額	件数	金額
戸籍謄本	1,033	464,850	733	329,850
戸籍抄本	297	133,650	240	108,000
除籍・改正原戸籍謄本	469	351,750	399	299,250
除籍・改正原戸籍抄本	12	9,000	4	3,000
戸籍記載事項証明	0	0	0	0
受理証明	7	2,450	2	700
届書記載事項証明	5	1,750	1	350
住民票	4,759	1,665,650	4,153	1,453,550
広域交付	24	8,400	21	7,350
住民票記載事項証明	106	37,100	97	33,950
戸籍の附票	87	30,450	51	17,850
印鑑登録	193	67,550	150	52,500
印鑑登録証明	3,965	1,387,750	3,170	1,109,500
諸証明(身分証明書等)	68	23,800	69	24,150
耕作証明	0	0	0	0
無料現況届(年金関係)等	5			
合計	11,030	4,184,150	9,090	3,440,000

(2) 税証明

証明の種類	平成27年度(全期間)		平成28年度(2月まで)	
	有料	無料	有料	無料
所得・課税等の証明 ・所得証明 ・(非)課税証明 ・扶養証明 ・所在証明 ・営業証明	2,165 件	942 件	2,112 件	777 件
土地・建物等の証明 ・固定資産価格通知書 ・評価証明 ・公課証明 ・資産証明 ・税額証明 ・土地証明 ・名寄帳				
納税の証明 ・個人市民税 ・法人市民税 ・固定資産税 ・国民健康保険税 ・軽自動車税 ・完納証明				
	757,750 円		739,200 円	

(3) 税等 収納

税等の種類	平成27年度		平成28年度（2月まで）	
	件数	収納金額	件数	収納金額
市民税	172	3,781,800	150	3,969,200
固定資産税	320	9,751,100	245	8,013,600
軽自動車税	58	320,800	53	351,800
国民健康保険税	292	5,028,582	206	3,294,737
介護保険料	79	654,200	57	339,200
後期高齢者医療保険料	186	2,485,460	222	3,119,900
その他	42	176,927	82	530,424
合計	1,149	22,198,869	1,015	19,618,861

(4) 住民異動受付業務の推移

① 経緯

地域住民の利便性向上を目的に、公民館併設出張所である市民サービスセンター（以下「SC」という。）での、転居・転入等の住民異動申請受付を検討し、先行実施箇所として元総社SCが選定され、平成24年10月1日から開始。

以来既に4年以上を経過し、地域住民にも定着が進んでいる。

この実績に伴い、平成25年12月から、利根東地域の3SC（上川淵、桂萱、南橋）、平成27年10月からは新築移転した東SCでもそれぞれ同様業務を開始し、住民の利便性向上を図っている。

② 概要

前橋市への転入・他市町村への転出・市内転居などの一般的な住民異動手続と、付随する一部の保険証類の新規発行や住所変更の処理。

住民周知については、市広報やホームページ上で告知を継続実施している。

③ 内容

異動届出については、SC窓口での受付に際して書類審査が担わされているため、SC職員に審査知識が必要となることから、SC内および市民課における研修を毎年実施している。

審査後の届出書類等は既存の証明書用FAXで本庁へ伝送し、受信した市民課において電算入力処理を行う対応であり、入力完了後に、必要となる各種証明などが専用線により公民館側の証明交付プリンターに伝送される仕組みである。

SCでの異動業務の取扱範囲は、市民課・国民健康保険課・介護高齢課・障害福祉課等の関係各課と協議により定められており、また、各担当課との意見交換も随時行われている。

④ 実績

平成28年4月1日～29年2月28日までの受付実績は次のとおりである。

異動届出 転入113件 転出153件 転居175件 その他14件
計455件

(参考)平成27年4月1日～28年2月28日までの受付実績は次のとおり。

●異動届出 転入101件 転出167件 転居165件 その他19件 計452件

累計の件数は11ヶ月間で、前年比100.6%となっている。

○元総社市民サービスセンター 異動受付実績(平成28年度 29年2月まで)

平成28年度								(参考)平成27年度						
月次	転入	転出	転居	その他	合計	(参考) 月間の 開庁日 数	対27 年度 増減 率	月次	転入	転出	転居	その他	合計	(参考) 月間の 開庁日 数
H28.4	15	12	12	1	40	20	72.7%	H27.4	15	24	16	0	55	21
H28.5	7	13	14	2	36	19	67.9%	H27.5	12	19	21	1	53	18
H28.6	9	27	18	2	56	22	121.7%	H27.6	12	14	19	1	46	22
H28.7	11	14	16	1	42	20	79.2%	H27.7	11	17	25	0	53	22
H28.8	11	14	13	1	39	22	97.5%	H27.8	8	13	18	1	40	21
H28.9	11	14	23	2	50	20	96.2%	H27.9	6	26	15	5	52	19
H28.10	6	14	16	2	38	20	95.0%	H27.10	9	11	17	3	40	21
H28.11	11	10	15	0	36	20	163.6%	H27.11	4	9	9	0	22	19
H28.12	13	10	12	1	36	19	150.0%	H27.12	7	11	5	1	24	19
H29.1	11	16	20	1	48	19	150.0%	H28.1	10	11	9	2	32	19
H29.2	8	9	16	1	34	20	97.1%	H28.2	7	12	11	5	35	20
4～2 月累 計	113	153	175	14	455	221	80.1%	4～2 月累 計	101	167	165	19	452	221
								H28.3	21	75	20	0	116	22
								年度 計	122	242	185	19	568	243

28年度上半期の異動申請は、6月を除き、対前年比68%~97.5%とやや低下した。

元総社SCでの異動受付は、近傍の東SCが27年10月から同等の異動受付業務を開始した直後から、秋~冬の閑散期、対前年比で68%~82%と大きく減少していた。この利用分散傾向が、新年度も続いたと考えられる。28年2月・3月のみは116.7%、118.4%と26年比で増加したものの、新年度の28年4月は対前年比72.7%と激減している。

また28年11月以降は前年比で高い数値を示しているが、前述のとおり東SC異動受付開始の27年秋以降、元総社SC利用率が著しく低下したことに対する反動回復と捉えるのが適切である。昨今の本市人口減少傾向の折、住民異動全体件数の大幅変動は考えにくく、元総社および東SCでの異動受付取扱実施が市民一般に広く認知され、市役所本庁からの利用者転移が生じていると推測される。

個別傾向として、住宅地域が隣接・連続する高崎市域との転入・転出申請が多いほか、元総社町に所在する群馬県警察学校の教習課程修了者（秋と年度末の課程修了に伴う配属異動。学校転入時は市役所本庁で集約手続き）や、近隣工場勤務でアパート・マンションに住まう外国人労働者・研修生らが、グループ来訪して個別転居申請する事例があり、取扱件数の単発的急増要因となっている。

3~4月や9~10月の繁忙期は、例年本庁市民課窓口の混雑激化から届出の電算入力作業が滞り、影響で元総社SCでの異動申請者も、届出提出から証明書類交付までに繁忙期は2~3時間程度を要している。

上記のような混雑は根本解消困難のため、現場窓口では届出受付に際しての事前説明のうえ、受付者には引換券を交付して処理時間をおいてからの書類交付を承知していただくなどの策で、公民館での長時間待機を回避してもらうよう対応している。

今後とも職員の更なる業務習熟を進めると共に、市の各業務担当課との調整を随時行い、引き続き正確・適切な受付事務に努めながら、公民館事業との両立を実現させたい。

（5）その他（マイナンバー関連事務）

① 経緯

平成25年に成立したいわゆる「マイナンバー法」により、日本国内の住民（住民票のある者。外国籍の者も含む）を対象に平成27年10月から個人番号（マイナンバー）制度の運用が始まった。番号の基本的管理は国（総務省）の管轄であるが、関連手続き実務の多くは地方自治体（市区町村）に委ねられている。

28年から住所異動時等に個人番号カード（顔写真あり）または番号通知カード（顔写真なし）への新住所裏書きが必要となり、また通知カードの再発行申請手続きを、市町村経由で国に行く必要があることから、前橋市の市民サービスセンターでも、カード裏書き事務、再発行申請事務の受付を開始している。

番号カード・番号通知カードへの新住所等裏書きは、転居手続き時にカードを

持参していれば特段手続きを要さないが、持参していない場合には後日、別途「券面・表面記載事項変更」申請書類を提出しての裏書き手続きを要する。

番号通知カードは、平成27年10月～12月に書留郵便で全国の住民に送付されたが、高齢者を中心に、受領した通知カードを自宅で紛失する人が少なくなく、一方で公的手続きに通知カードを要する局面が増加（平成29年確定申告では、申告書に原則としてカード写しの貼付が求められた）、少なからぬ件数の紛失届出および再発行申請が生じている。再発行申請では、国に代わり市町村窓口が手数料500円を収受し、書類を集約して国に報告、後日国から書留にて再発行されたカードが送付される形式となっている。

○元総社市民サービスセンター 個人番号関連受付実績 (平成28年度 28年4月～29年2月まで)						
月次	通知カード			通知 カード 小計	個人番号 カード (マイナンバーカード)	合計
	表面記載 事項変更	紛失届	再交付 申請		券面記載事項変更	
H28.4	19	1	1	21		21
H28.5	5			5		5
H28.6	7	1	1	9		9
H28.7	3			3		3
H28.8	13			13		13
H28.9	11	7	7	25		25
H28.10	20	6	6	32		32
H28.11	6	6	6	18	1	19
H28.12	19	6	6	31		31
H29.1	16	3	5	24	1	25
H29.2	3	9	9	21		21
年度累計 (2月まで)	122	39	41	202	2	204